

QA53 イノシシ等の野生獣について、検査はどうなっていますか。

イノシシ、シカ、クマ等の野生鳥獣の肉についても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。低減対策のとれない野生鳥獣の肉類では、平成 26 年度も 8 の県で基準値の超過が見られました。

■野生鳥獣肉における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過	超過割合
山菜	～平成 23 年度	631	394	62.4%
	平成 24 年度	1,248	493	39.5%
	平成 25 年度	1,354	417	30.8%
	平成 26 年度	1,345	349	25.9%
	平成 27 年度(～12 月 28 日)	613	133	21.7%

(注) 平成 24 年 4 月から設定された基準値 100Bq (ベクレル) /kg を超過した点数。

野生鳥獣では家畜のように食べる物や飲み水の放射性セシウムを管理・抑制する低減対策がとれないため、体内に放射性物質が蓄積し、基準値の超過割合が多くなっています。

基準値を超える可能性がある地域では、出荷制限・摂取制限が行われています。また、そのほかの地域・品目でも、県の判断により出荷が自粛されることがあります。これらの情報は、県のウェブサイトで公表されています。

なお、出荷制限が指示されている地域においても、当該県の定める出荷・検査方針に基づき管理される安全な肉については、流通させている場合があります。

※検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)の対象自治体の 17 都県。

※平成 27 年 12 月 28 日現在。

■野生鳥獣における出荷制限等の指示が出ている地域

	摂取制限	出荷制限				
	イノシシ	イノシシ	クマ	シカ	ヤマドリ	その他
福島県	▲	■	▲		■	カルガモ■ キジ■ ノウサギ■
岩手県			■	■	■	
宮城県		■	■			
山形県			■			

茨城県		□				
栃木県		□		■		
群馬県		■	■	■	■	
千葉県		□				
新潟県			◆			

平成 27 年 12 月 21 日現在

■：全域で制限の指示、

□：全域で制限の指示（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される肉を除く）

◆：全域で制限の指示（佐渡市及び粟島浦村を除く）

▲：一部で制限の指示、

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 10 版）より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 15 日

本資料への収録日：平成 26 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：平成 28 年 3 月 31 日